

## 産前産後期間 国民年金保険料の免除

■対象 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

### ■免除期間

① 出産予定日または出産月の前月から4か月間

② 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産月の3か月前から6か月間

※ 出産は、妊娠85日以上の出産（死産、流産、早産を含む）

※ 免除期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

### ■届出時期

出産予定日の6か月前から可

### ■持参物

■ 出産前の申請…①母子健康手帳、

②年金番号または個人番号が分かるもの、③印鑑

■ 出産後の申請…①年金番号または個人番号がわかるもの、②印鑑、③被保険者と子が別世帯の場合、出生証明書など出産日および親子関係が分かる書類

### ◎問い合わせ先

市民課市民係 ☎内線163

## 保健・福祉

### 歯を大切に

■期間（左記、①②共通）

7月1日（月）～10月31日（木）

■費用（左記、①②共通） 無料

※ 受診は、事前予約が必要です

### ①5歳児歯科健康診査

■対象 5歳児（平成26年4月2日～平成27年4月1日生）

### ■持参物

保険証、案内ハガキ、母子健康手帳

### ②歯周病検診

■対象 今年度、40歳・50歳・60歳・70歳を迎える方

### ■持参物

保険証、案内ハガキ

委託医療機関	連絡先
いのうえ歯科医院	32-6977
川畑歯科医院	32-7788
ろくた歯科医院	32-6464
なぎさ歯科医院	31-3118
竹下歯科医院	32-6616
きょうわ歯科	32-9630

### ◎問い合わせ先…保健課

健康増進係 ☎32-11116

## ヘルプカードの配布

### ■ヘルプカードとは

災害や緊急時、日常生活で支援を必要とする方が、ヘルプカードを提示することで、支援を求めやすくするものです。

### ■配布対象者

義足、内部障害、難病、妊娠初期、腰痛など、外見から援助等が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時などに配慮や支援を必要とする方。

### ■配布開始

7月1日（月）

### ■配布方法

必要なアンケートにご回答のうえ配布

### ※留意事項

① 申込者1人につき、1枚配布

② 障害者手帳や介護認定の有無は問いません。

③ ヘルプカードは支援を求めるためのもので、交通機関の割引や福祉サービスを受けられるものではありません。



### ◎問い合わせ先…福祉課

児童障害者係 ☎32-11115

## 沖縄戦没者追悼式 参列遺族の募集

■開催 11月12日（火）

※ 前日からの団体行動

■場所 鹿児島霊園（沖縄県）

■対象 沖縄戦没者の配偶者および三親等以内のご遺族

■募集人数 9人

### ■申込期間

8月1日（木）～30日（金）

◎ 問い合わせ先…福祉課

地域福祉係 ☎内線125

## 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

### ■訓練期間

令和2年4月から1年間

### ■募集期間

A日程 8月1日（木）～

9月20日（金）

B日程 10月25日（金）～

11月28日（木）

C日程 令和2年1月6日（月）～

2月13日（木）

※ 入校料、授業料は無料

### ◎問い合わせ先

鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206

## 児童福祉支援 各種手当の現況届

子育て支援・障害者支援に関する各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※ 提出がない場合、手当を受けられない場合があります。

※ 扶養義務者や世帯員の所得状況等で受給できない場合や、一部停止になることがあります。

### ■現況届の提出期間

① 児童扶養手当・

ひとり親家庭医療費助成金

8月1日（木）～30日（金）

### ② 特別児童扶養手当

8月9日（金）～9月10日（火）

### ③ 特別障害者手当・

障害児福祉手当

8月9日（金）～9月11日（水）

### ■手続方法

現在受給中（停止中含む）の方は本人に通知します。福祉課児童障害者係にて、お手続きください。また、下の手当の受給要件を満たしている方で、手続きをされていない方は、同係へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先…福祉課児童障害者係 ☎内線124・127

見逃さない!

## 各種手当のご紹介

### ■児童扶養手当

#### ① 受給者要件

- ・ 父または母と生計が別の児童を監護している父または母（父子家庭の父または母子家庭の母）
- ・ 父母のいない児童を監護している里親以外の養育者
- ・ 父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

#### ② 手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童（障害を有する場合は20歳未満）で次に該当する者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が継続1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所のDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令で継続1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（認知含）
- ⑨ 上記①～⑧への該当が明らかでない児童

#### ③ 手当額（月額）

- ① 児童が1人の場合 10,120～42,910円
- ② 児童が2人の場合 5,070～10,130円加算
- ③ 児童が1人増す毎に 3,040～6,070円加算

### ■特別児童扶養手当

#### ① 受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している人に対し支給。

#### ② 手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

#### ③ 手当額（月額） ※児童扶養手当と併給可

- ① 重度障害児1人 52,200円
- ② 中度障害児1人 34,770円

### ■障害児福祉手当

#### ① 受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

#### ② 手当額（月額） ※特別児童扶養手当との併給可

14,790円

### ■特別障害者手当

#### ① 受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の方。ただし、施設などに入所中の方、医療機関に3か月以上入院中の方は除きます。

※ 手当の対象者（次のいずれかに当てはまる方）

- ① おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方
- ② 寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③ 絶対安静の症状がながく続いている方
- ④ 重度の精神障害や知的障害により日常生活能力がほとんどない方

#### ② 手当額（月額） 27,200円